

## 朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 災害発生時の非常用電源の確保を図るため、家庭用ポータブル蓄電池(以下「蓄電池」という。)を購入する町民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、朝日町補助金等の適正化に関する規則(昭和58年規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「家庭用ポータブル蓄電池購入事業(以下「補助事業」という。)」とは、第4条に定める要件に適合する蓄電池を自ら使用する目的で購入する事業をいう。

(対象者)

第3条 補助を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て備えた者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること(法人を除く)。
- (2) 自己の責任において蓄電池を購入し、適切に管理できること。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者
- (4) 納付すべき町税を滞納していない者

(対象機器)

第4条 補助の対象となる蓄電池は交流100Vコンセントを備えたものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 中古品及び個人売買によるもの
- (2) オプション品及び交換部品

(補助の対象及び補助率(額))

第5条 補助の対象は、補助事業に要する経費のうち、蓄電池の購入金額(消費税を含まない。)とする。

2 補助額は、補助の対象経費の5分の1以内(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)で10,000円を限度とする。

3 補助の対象となる蓄電池は、1世帯当たり1基とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、次に掲げる書類を添えて朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、3月20日までに納品(設置)ができるものに限る。

- (1) 購入予定機器の内容がわかるカタログ等
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合には、あらかじめ町長の承認を得なければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した蓄電池については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、他の者に転売し、又は貸与してはならないこと。

(変更(中止)承認)

第9条 第7条により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の変更又は中止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更の場合は、変更後の機器の内容がわかるカタログ等
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、補助事業の変更(中止)承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金変更(中止)承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 領収書(品名、型番及びメーカー名の記入があるもの)
- (2) 納品が確認できる写真等(購入者と蓄電池が写っている写真)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金確定通知書(様式第6号)により通

知するものとする。

(請求)

第 12 条 補助対象者は、前条の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日までに振込先口座を確認できるものの写しを添えて朝日町家庭用ポータブル蓄電池購入費補助金請求書(様式第 7 号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前第 8 条第 1 項第 2 号の規定に反すると認められる場合は、補助額を返還させることができるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。